

# 地域ぐるみの 学校安全体制整備実践事例集

—学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に—



文部科学省



## 地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集 まえがき

学校内において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に取り組むことができるようにすることはもちろん、登下校中においても同様に児童生徒等の安全が確保されなければなりません。

しかし、近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や事故が発生しており、通学路を含めた学校の安全確保は重要な課題となっています。このような状況を受け、各学校や教育委員会等においては、保護者はもとより地域住民等による児童生徒等の安全確保のための様々な取組が行われてきています。

また、文部科学省では、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するため、平成17年度から「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施しています。防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校や地域の団体等への指導・評価等を行うことにより、学校を中心に安全体制が整備されてきました。

平成21年4月から施行されている学校保健安全法では、学校においても、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとされており、家庭や地域社会との連携により、児童生徒等が安心して生活できる安全な生活環境の整備に努めることが、学校の重要な役割として示されています。

こうした中、学校や地域の実情に応じて、様々な形で学校の安全体制が整備されてきていますが、一方では、危機意識の希薄化、活動人員の不足や高齢化、活動予算の確保などの課題も出てきています。

このたび、これらの課題を解決しながら児童生徒等の安全確保に取り組んでいる特色ある活動を事例集として取りまとめました。すでに配布している事例集や学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」等と併せて活用いただき、地域ぐるみでの安全体制整備の一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本事例集の作成に当たり多大な御協力をいただいた作成協力者並びに事例を御提供いただいた関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

平成23年3月

文部科学省スポーツ・青少年局

布村 幸彦



## 目 次

総説編 .....	2
事例編 .....	8
掲載事例校等一覧 .....	12
幼稚園 .....	16
小学校 .....	25
中学校 .....	52
高等学校 .....	65
特別支援学校 .....	73
教育委員会 .....	81
本資料の作成協力者名簿 .....	94

## 〔総説編〕

### 地域ぐるみの学校安全体制整備への取組

学校は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）の健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されていることが必要である。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、安全を確保することのできる基礎的な素養を養成していくことが求められている。

しかしながら、不審者が学校に侵入して児童や教職員に危害を加える事件や登下校中の児童が殺傷されるといった事件等が発生するなど、通学路を含めた学校での児童生徒等の安全を確保することが大きな課題となっている。

児童生徒等の安全を脅かす課題は、あらゆる場面において生じうる。実際、犯罪被害は、道路上、駐車場・駐輪場、都市公園等様々な場所において、また、登下校時を含む様々な時間帯において発生している。そのため、学校内や通学路等における児童生徒等の安全を守ることに加え、地域全体の治安を向上させ、犯罪や事故が起りにくい社会を構築していくことが必要である。そのため保護者や地域住民、警察等の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体等との連携を進めることにより、児童生徒等が自ら安全な行動をとれるようにするための安全教育を行うことが重要である。

このような状況から、文部科学省では関係省庁と連携を図り、「地域ぐるみ」の視点を取り入れ、保護者や地域の人々との連携のもとに通学路を含めた学校における誘拐や傷害等の犯罪被害の防止に取り組んでいる。

平成17年度から「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、地域ぐるみで、通学路を含めた学校における児童生徒等の安全を見守る体制の整備を図ってきた。具体的には、防犯の専門家や警察官OB等をスクールガード・リーダーとして各学校に配置し、警備のポイントや改善点等を指導すること、学校や通学路で児童生徒等を見守る学校安全ボランティアの養成・研修等に取り組むこと、学校における実践的な防犯教育を実施することなどを支援してきている。

また、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月）を踏まえ、「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、学校安全に関して地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図った「学校保健安全法」が平成21年4月1日から施行されている。

学校保健安全法では、学校安全に関する規定の充実が図られ、学校設置者の責務、総合的な学校安全計画の策定・実施、学校環境の安全確保、危険等発生時対処要領の作成、地域の関係機関等との連携等について明示されることとなった。同法30条では、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする」とされている。

教育についても、連携が重視される傾向にある。例えば、教育基本法においては、教育における学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の必要性が述べられている。また、教育の目標の一つに「主体的に社会の形

成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とあり、安全教育については、児童生徒等の安全な社会への関与が示されるものとなっている。さらに、学習指導要領では、安全に関する指導が様々な教科等で扱われること、小学校生活科、社会科などでは、防犯などの安全にかかわる人々に関心を持ったり地域等での安全の取組について学習したりすることなどがある。特に、小学校体育科保健領域にかかわっては、防犯にかかわる内容が明示され、中学校・高等学校保健体育においても、同様の内容を取り上げることへの配慮等が示されている。

学校においては、それぞれの実情に応じて、敷地内・校舎内への不審者侵入の防止のための対応、安全確保のための登下校方策の工夫、地域ボランティア（児童生徒等の安全確保のための活動に取り組む地域の個人や団体。）による学校内外の巡回、防犯教室や防犯に関する訓練等の実施など、地域ぐるみで児童生徒等の安全を確保する対策が取られている。引き続き、学校安全計画に基づき、危機意識を常に維持し、家庭、地域社会と連携した様々な取組を、組織的、実効的、継続的に実施することが重要である。

## 児童生徒等の安全を確保するための対策と留意点

### 1 児童生徒等の安全を確保するための対策

#### 児童生徒等の安全を確保するための視点と対策の検討

犯罪防止の考え方として、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止するという考え方があり、防止するための視点として、例えば、犯罪を企図する者を抑止するため多くの「人の目」（視線）を確保すること、被害対象者・物の抵抗性を高めること、環境の維持管理、防犯活動の活性化等を通して犯罪抑止を図ること等が考えられる。

学校においては、児童生徒等の安全の確保策を点検し、改善を図るに当たって、これらの視点から、学校の施設・設備や通学路の環境に関する対応と安全管理体制等に関する対応の両面から対策を検討するとともに、犯罪被害の防止や万一の事態が起こった場合の対処方法に関する安全教育についてもあわせて検討する必要がある。

#### 児童生徒等の安全を確保するための基本的な対策

学校への不審者侵入防止及び登下校時における児童生徒等の安全確保のための施設・設備や安全管理体制等に関する対策については、次のようなことが考えられる。

#### 学校への不審者侵入防止のための三段階のチェック体制の確立

##### ア 学校敷地内への不審者侵入防止

門・塀で囲われている学校については、出入口は限定し、登下校時以外は原則として門は施錠しておく必要がある。また、出入口等を中心に警備員を配置する学校もあるが、そうでない場合であっても、門を開けている間は、少なくとも、教職員や地域ボランティアが立ち会い、子どもの安全を見守るようにすることが望まれる。

##### イ 学校の敷地内での不審者の発見・排除

門から校舎への入口（受付）までの動線を明確にし、初めて来校する者にも分かるよう、案内の看板を門の周辺等に示しておくことが重要である。

不審者を早期に発見し、校舎内に入れないという観点から、教職員、地域ボランティア、警備員等により、授業中や昼休み、休憩時間等における屋外運動場 等敷地内の巡回を行うことが重要である。

#### ウ 校舎内への不審者の侵入防止

正規の来校者も含め、原則としてすべての来校者の対応を受付に集中することが望まれる。

受付では、教職員や地域ボランティア等が対応して来校者をチェックすることが必要である。また、受付後に識別が可能なように、受付の担当者が来校者を確認し、リボンや名札等を着用させるようにすることも重要である。

なお、学校内外で腕章等を身に付けて警備に当たる地域ボランティアがいるという状況は、門等の出入口の管理とともに、犯罪を犯そうとする者に対する心理的な抑制という点で効果的である。

また、保護者や地域住民にボランティアとして協力を得る場合には、巡回を行うに当たってのポイントや不審者に直面した場合の対応方法等について十分に学んでおくことができるよう、警察官や警察官OB等の協力を得ながら、養成・研修を行う必要がある。

#### 登下校時における児童生徒等の安全確保

##### ア 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の児童生徒等の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識を得ておくことが求められる。

そのためには、教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定すること、通学路周辺の状況を点検し、必要な場合は環境整備を行うこと、危険・要注意箇所、緊急時に駆け込める場所などについて、保護者や警察、自治会等の関係者の間で共通認識を持つこと、児童生徒等に対しても「通学路安全マップ」の作成等を通して周知することなどが有効である。

##### イ 登下校時の児童生徒等の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、児童生徒等を極力一人にしないという観点から、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間等に関して警察等と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。その際、特に小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の状況に応じて取組を進めることが重要である。

##### ウ 児童生徒等に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

児童生徒等が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、安全教育を推進していくことが大切である。特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、不審者に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込まれたりする可能性があること、通学路の近くの危険な箇所には近づいてはいけないことについて、しっかりと理解させることが必要である。

具体的には、防犯教室の活用をはじめとして、通学路安全マップの作成等を通じた指導、万一の事態が起こった場合の具体的な対処方法（大声を上げる、防犯ブザーを鳴らす、交番や「子ども110番の家」



に駆け込む等)の指導等が効果的である。

## エ 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報等について、警察等と連携をとりながら、学校と保護者、地域ボランティア等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めることが重要である。

## オ 警察との連携

登下校時の児童生徒等の安全を確保するうえでは、警察との連携が不可欠である。学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な場面と様々な段階で意見交換を進めていくことが必要である。

## 2 児童生徒等の安全確保対策の留意点

### 多面的な多重の対策

犯罪被害は、様々な場で発生し、発生には環境要因、主体要因(児童生徒等の年齢、性別、行動など)など複数の要因がかかわる。犯罪被害の種類も多岐にわたる。そのため、犯罪被害の防止に「特効薬」と呼べるものはないと考えられる。子どもの犯罪被害防止には、特性が異なる対策を多面的に組み合わせて実施することが必要である。

学校安全では、多面的な対策として、よく知られている以下のようなものがある。

児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理

児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育

安全管理と安全教育を円滑に進めるための組織活動

これらを相互に関連付けて計画し実施する。

防犯対策としては、発生防止を目的とすることが最優先されるが、発生した場合を想定した対策も欠かせない。対策は、次のような危機管理の三段階の各段階に対応して講じることにより、対策全体の多重性が保持され、児童生徒等の安全確保の可能性が高まる。

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理

以上のような対策の多面性や多重性は、防犯対策全体に対してのみならず、個別の具体的な防犯課題についても有効である。例えば、通学路の安全確保のために、通学路において一人になる区間を大人が付き添う活動がある。そこでは、安全管理として一人となる区間の把握や子ども110番の家の整備、安全教育として危険な場所や緊急時の対処行動に関する指導、さらに、組織活動としては学校と地域が連携した見守り活動が行われている。

### 発達の段階に応じた取組

防犯上の課題を明らかにしたり、対策を検討したりする場合には、年齢や発達の段階、障害の特性等を踏

まえる必要がある。例えば、児童生徒等の犯罪被害については、年齢とともにかわる危険が変わり、被害の発生率が増大したり、犯罪被害の種類が異なったりする。また、防犯を含む安全に関する能力や行動は、年齢とともに発達・変化する。子どもは、周囲から安全を確保される立場から、自分の安全を確保したり、周囲の安全に配慮したり社会に貢献したりする立場へと変わっていく。したがって、例えば、防犯教育の場合には、発達の段階とともに、決まりや身近な大人の指示に従うことから、自ら安全な行動をとれるようになり、地域の防犯活動を認識し、自分の安全確保に加えて、周囲の人々や社会の安全に貢献することができるようになったりする。

## 地域ぐるみの学校安全体制整備の学校等の役割と留意点

### 1 地域ぐるみの学校安全体制を整備するための学校等の役割

#### 学校の役割

児童生徒等の安全を確保する取組については、学校、家庭、地域社会がそれぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で、連携を図りながら学校安全体制を整備し行われている。これらの連携による取組は、地域の実態、人的・社会的資源などにより様々であり、連携の在り方は、これまでの工夫や努力、試行錯誤を重ね、その過程の上に成り立っている。その地域の特徴を生かし、組織的、実効的、継続的に取組を進めていくよう工夫すること重要である。

一般に、連携による取組を推進していくには、連携する学校、家庭、地域ボランティア等の関係機関・団体等が同じ目標を共有し、それぞれの活動が主体的に行われ、互いのコミュニケーションが図られていることが大切である。

そのためには、それらすべてが同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議を開催することなどが重要である。また、学校安全計画等について情報を積極的に公開するとともに、児童生徒等と地域ボランティア等との交流会などの開催、登下校時のあいさつなど日ごろから学校と家庭や地域がお互いの顔がわかる関係づくりを進めることが求められる。

また、家庭、地域社会との連携を図るためには、平素より学校間、関係機関等、地域諸団体との連絡体制を整えるなどにより日常的に連携を進めるとともに、緊急時に適切な対応が速やかにとれるよう体制を整えておく必要がある。さらに、各団体の自主的活動の把握などにより、それらの活動を学校の教育活動と結びつけたり、活動の成果や活動への感謝の気持ちなどを各団体に伝えて継続の意欲を高めることも重要である。

#### 教育委員会等の役割

学校保健安全法第26条において「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と定められており、教育委員会等は、学校への不審者侵入や登下校時の事件などによる学校や児童生徒等の危機に、十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務を負っている。

教育委員会等の役割としては、各学校の防犯に関する安全管理についての指導・助言、不審者情報の収集・提供、関係機関・団体等との連絡調整、指導資料等の作成、研修会の開催、地域ボランティアへの協力要請とアドバイス体制の整備などが考えられる。

## 2 地域ぐるみの学校安全体制整備の留意点

### 地域ボランティア等との連携のポイント

様々な地域ボランティア団体が児童生徒等の安全確保のために主体的に活動している。学校においても、このような団体に直接働きかけ、次のような点に留意しつつ、連携を図りながら児童生徒等の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

地域ボランティア等と対応する担当者（校長、副校長、教頭以外）を決めておく。

地域ボランティア団体の名称、代表者、連絡先等を把握しておく。

地域ボランティア団体との良好な人間関係の保持を図る。

電子メールの活用など、緊急事態の発生連絡を受けた場合の地域ボランティア団体との連絡方法について定め、地域ボランティア団体とも共有しておく。

地域ボランティア団体から得た地域における不審者情報は記録しておき、教職員に周知する。また、学校で有している情報は、適宜、地域ボランティア団体に提供する。

関係機関及び地域ボランティア団体等を交えた「地域学校安全委員会」等を開催し、連携を密にする。

研修会への参加（警察、防犯協会、自治体による研修を受けている地域ボランティア団体も多数あり、そのような場を活用し、協力を呼び掛ける）

地域でボランティア団体による活動がなされていない場合は、地域の協力の下、ボランティア組織を立ち上げる。その際、以下の点に留意する。

- ・ 地域との話し合いにより、活動目的、活動方法等を検討する。
- ・ 最寄りの警察署や地区の防犯協会等に相談する。
- ・ 地域にスクールガード・リーダーがいる場合には、アドバイスや支援を得ることも有効である。また、立ち上げ後のアドバイザーとしても継続して関わることができるよう組織することが必要である。

### 保護者、地域住民との情報共有・活用

安全確保のためには、日常の、あるいは緊急時の情報の交換が必要である。情報交換の有効性を高めるには、それを支える情報システムや連絡体制の整備が欠かせない。

学校は、平素には、PTAや地域ボランティア等の取組に必要な情報、例えば、児童生徒等の通学状況、登校の時間、各学年の下校時間、学校行事予定等を、随時提供する。そのため、学校の担当者を決めて情報提供の体制を整える。人々が情報を共有して連携することにより、パトロールの日時、コース、場所等の重複を避けたり、時間を調節して見守りができやすくする。また、近隣校園との情報交換や連携は、公立校園だけでなく、設置者間、校種間を超えて行うことが効果的である。

### 緊急時の情報

児童生徒等、家庭、地域からの緊急情報や、警察からの不審者情報、事件事故発生の情報等は、事実確認の後、各方面に緊急に適切に発信する。

その際、積極的に正確な情報を入手する姿勢が大切である。例えば、警察と連携することが有効である。

#### 日常の運営の情報

地域や通学路の安全点検等で得られる情報や、PTA等が事前に調べた危険箇所等についての情報や、学校の通常の登下校時刻やその変更の情報等は、保護者や地域ボランティア等に適時に連絡する体制を整えておく。

#### 情報の活用と伝達方法の工夫

学校は、警察や自治体等からの不審者情報・犯罪情報を入手した場合、事前に決めてあるルールに従い、情報を速やかに伝える。その際、提供先については、保護者だけでなく、学校安全ボランティア等地域関係者にも伝え、緊急事態の発生連絡を受けた場合の対応について定めておくことが大切である。また、伝達方法については、電子メール等を活用することにより、一斉送信できることから効果的であるが、電子メール受信ができない場合の他の伝達方法を確保する必要がある。また、伝達内容についても正確なものとなるよう注意しなければならない。

#### 地域における防犯活動の意義の認識と活用

地域の見守り活動やパトロールなどの取組は、児童生徒等の安全を確保するばかりでなく、地域における犯罪の抑止力にもつながる。また、このような活動は、児童生徒等、地域ボランティア、保護者との交流を図り、活動そのものの推進・充実につながるとともに、地域づくりにも役立つ。学校が見守り等の活動の意義を認識し、家庭や地域社会と共有することは、取組の有効性や継続性を向上させるために重要であり、活動の意欲や継続につながる。また、教育の観点からの意義も考えられることから、各学校においては積極的に教育資源として活用することが大切である。

#### 児童生徒等の教育実践の場

学校教育の面から見ると、地域ボランティア等の取組は、児童生徒等にとって地域住民との挨拶や会話する機会となり、社会性を育てる場であるとともに道徳の 実践の場と考えることができる。

#### 児童生徒等に社会を認識させる場

児童生徒等は地域で防犯活動をしている人々を地域社会の一員として認識するとともに、いつも見守られて安全な登下校ができていくという実感が生まれ、感謝の心が芽生える。将来の地域の安全を支えることへの意欲の形成も期待できる。

## 〔事例編〕

### 掲載事例のポイント

ここでは、掲載事例の特徴的な内容を、対策の観点別に分けて紹介する。なお、掲載事例の内容は、掲載学校の特色ある取組を掲載していることから、掲載事例校が取り組んでいるすべての取組が掲載されているものではない。

#### 1 通学路の安全点検と要注意箇所等の周知・改善

登下校時において児童生徒等の安全を確保するために、通学路の安全点検を定期的を実施し、要注意箇所を把握し、周知したり、改善したりすることが重要である。

#### 掲載事例

保護者を対象としたアンケート調査によって通学路の状況を把握し、危険箇所をマップにまとめ、危険事例などを掲載して保護者に配布し安全な通園を呼び掛けている事例（幼稚園 4）

点検結果を、防犯灯設置の働きかけや警察へのパトロール強化要請につなげた事例（高等学校 24）

下校時に一人で帰る児童を町の手で自宅に送るスクールワゴン制度を導入している事例（小学校 6）

「子ども110番の家」等を記載したマップを作成し、生徒に「子ども110番の家」の紹介や確認をさせている事例（中学校 19.20）

安全点検実施時に「子ども110番の家」を一軒ずつ回り、見守りと避難場所としての依頼をしている事例（中学校 22）

高校生が地域の危険箇所調査を行い「安全マップ」を作成し、市内保育園や幼稚園、学校、公民館等へ配布し、被害防止を呼び掛けている事例（高等学校 25）

## 2 通学路を含む学校の安全確保

学校への不審者侵入防止、登下校時の児童生徒等の安全を確保するためには、安全な登下校方策を策定したり、学校の敷地内・校舎内や通学路の巡回などを行うなど、児童生徒等の安全を確保する体制を整備することが重要である。

#### 掲載事例

行事開催時の安全確保のため、PTAが巡回等を行っている事例（幼稚園 3. 中学校 19）

地域ボランティアが校内常駐し、外来者受付や敷地内・校舎内の巡回を行っている事例（小学校 8）

通学区域が広く、様々な交通手段で通学している学校において通学班を編成して安全を確保している事例（小学校 17）

ボランティア団体等が情報交換する場を設定するなどし、保護者、自治会、老人クラブ、大学生等による、効果的・効率的な見守り活動等となるよう工夫している事例（小学校 5. 7. 10. 11. 12. 14. 15等）

家庭、地域による見守り活動が行われている特別支援学校の事例（特別支援学校 31）

1人での登下校となる区間を明記した「通学路1人区間マップ」をもとに効果的な見守り活動を行っている事例（小学校 13）

高校生が小学校児童の朝の見守り活動や出身小学校の夏休みの登校日に全生徒が見守り活動を行っている事例（高等学校 27）

## 3 安全教育の推進

児童生徒等が犯罪に巻き込まれないようにするためには、児童生徒等に危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせることが必要であることから、通学安全マップの作成、万一の事態が起こった場合の対処方法を含む防犯教室の実施等の取組を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた実践的な安全教育を推進することが重要である。

## 掲載事例

生徒が通学路の安全点検を行い、マップを作成し、その後、マップをもとに生徒と保護者が一緒に危険箇所の把握をしている事例（中学校 21）

スクールガード・リーダーや警察等の協力を得たり、パネルシアターや演劇、防犯ソング等方法を工夫したりして、発達の段階等に応じた防犯教育を行っている事例（幼稚園 1. 小学校 9. 特別支援学校 28等）

不審者侵入時の訓練や「子ども110番の家」への駆け込み訓練など万一の事態が起こった場合の訓練を行っている事例（幼稚園 2. 小学校 16. 特別支援学校 29）

小学校と中学校が合同で防犯講習会を実施している事例（中学校 23）

高校生が保育所、小学校へ出向いて自作の「紙芝居」を使った防犯教室を行っている事例（高校 26）

## 4 安全確保に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要である。

### 掲載事例

教育委員会等からの不審者情報を保護者等へ提供できる体制を構築している私立幼稚園の事例（幼稚園 1）

地域関係団体、地域住民等への情報提供ができるシステムを構築している事例（中学校 18）

セーフティIDカードを活用し、緊急時の情報連絡体制を構築している事例（特別支援学校 30）

## 5 教育委員会の事例

不審者情報や学校、警察の対応などを配信するシステムを構築し、「メール配信ガイドライン」を作成している事例（教育委員会 32）

私立幼稚園、県立学校を含めた情報連絡体制の確立と事案の危険度判定に応じた取組を明確にしている事例（教育委員会 33）

ボランティア団体のリーダーを養成している事例（教育委員会 34）

「スクールガード活動の手引き」の配布やスクールガードの効果的な見守り活動への支援を行っている事例（教育委員会 35）

スクールガード・リーダー等を講師とした「地域安全マップ普及講座」を開催し、マップづくりの指導者を養成し、学校での実践につなげている教育委員会事例（教育委員会 36）

危険箇所改善等要望への対応やネットワーク代表者会の開催などによる見守り活動の支援を行っている事例（教育委員会 37）



「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」掲載事例校等一覧

区分	都道府県	学校(園)等名	児童生徒数	教職員数	地域環境 の区分	事例の題名
幼稚園	1 石川県	学校法人田中学園 ちよの幼稚園	158	15		子ども達の安全を守る～地域ぐるみの学校安全体制整備について～
	2 岐阜県	北方町立幼稚園	105	6		みんなに見守られ、安心して園生活を過ごすために
	3 山口県	学校法人岩国学園 岩国中央幼稚園	238	22		安心・安全な幼稚園づくりに向けて ～保護者や地域と共に～
	4 熊本県	国立大学法人熊本大学教育学部附属幼稚園	118	9		みんなでみんなの安全を守る意識とマナーの向上 ～市内中心部にある、地域が広い大学附属幼稚園の取組～
小学校	5 北海道	北見市立高栄小学校	239	28		子どもを見守る地域の目
	6 山形県	三川町立横山小学校	160	12		『地域の子どもは 地域で守る』 - 子どもに芽生える感謝の心と、他を思いやる心 -
	7 神奈川県	厚木市立清水小学校	924	47		学校・家庭・地域が一体となって取り組む安心・安全な学校づくり - 「しみずっ子すこやかネットワーク会議」の設立から「インターナショナル・セーフスクール認証校」へ -
	8 石川県	金沢市立大浦小学校	588	38		大浦スクールサポート隊と学校安全体制の整備 - 登下校時の見守りと校内常駐の活動を通して -
	9 静岡県	袋井市立袋井北小学校 ほか32校(園) 袋井市子どもを守る学校・家庭・地域連絡協議会	-	-		「おにはいやだよ」を活用した不審者対策 ～子どもにとって分かりやすく効果的な指導の実践～
	10 大阪府	大阪市立鶴見小学校	414	30		地域・PTA・学校が手を携えて
	11 兵庫県	神戸市立上筒井小学校	340	31		地域に支えられている筒井っ子
	12 岡山県	新見市立思誠小学校	432	35		防犯パトロール隊を中心にした思誠学区の見守り活動 - 学校・保護者・地域の連携を大切に -
	13 広島県	東広島市立東志和小学校	73	13		地域ぐるみの安全確保体制 - 低学年下校班の見守り活動や親子一斉下校 -
	14 香川県	高松市立木太小学校	560	37		地域に支えられ「児童の安全確保」に努める - 「三位一隊(体)」活動 -
	15 愛媛県	松山市立道後小学校	790	41		地域と共に守る、学校の安全 - 地域ぐるみの安全ネットワーク～「セーフティ道後」をめざして -
	16 佐賀県	多久市立緑が丘小学校	250	29		地域と連携・協力した「子ども110番の家」駆け込み訓練の取組 - 安全・安心な地域づくりをめざして -
	17 鹿児島県	国立大学法人鹿児島大学教育学部附属小学校	967	55		安全な登下校と公共交通機関でのマナーアップ ～「通学子ども会」における取組を中心に～

【備考】地域環境： 都市部、 都市部・校外の中間、 都市の郊外、 農山漁村



取組の概要	頁
年間安全指導計画に基づき、警察署の協力を得たり、パネルシアターや演劇など指導方法を工夫した防犯指導を定期的 に実施している。また、県総務課、教育委員会からの不審者等の緊急情報を保護者等へ迅速に送信できる携帯メール配信 システムを構築している。	16
見守りボランティア隊や地域安全指導員の協力を得た園児の安全確保、親子安全教室実施等、保護者の安全意識の高揚 を図っている。また、不審者侵入時の教職員の対応マニュアルと園児点呼プログラム「いつでも集まるよ」集合訓練を実 施している。	18
平成18年5月に結成されたおやじの会「ババクラブ」により、各種行事開催時の警備等が行われている。また、小学校 の「見守り隊」の方々が立っている場所を、園の送迎バスの停車場所に設定し、園児の見守りの協力を依頼するとともに、 保護者と「見守り隊」の方々のコミュニケーションを図り安全意識を高めている。	21
保護者とともに徒歩・バス・電車で通園している園児の安全を確保するため、保護者を対象に行ったアンケート調査に よって得た危険箇所を示した「交通ハザードマップ」を作成・配布し、安全な通園を呼びかけている。「交通ハザードマッ プ」には、危険箇所の解説文や危険事例などを記載するなど工夫している。	23
平成13年PTAが単独で校区内巡視活動を開始。その後、町内会、老人クラブ等の協力を得て継続し、平成18年6月「高 栄子どもを守る会」を設立し体制を強化。「高栄子どもを守る会」は、6つの隊を設置し、徒歩による巡視活動、自宅近辺 での見守り、青色回転灯装着車両での巡視活動など無理なくできる活動を工夫するとともに、スクールガード・リーダー 等の巡回等とあわせて安全を確保している。	25
危険箇所マップの作成、「こども110番連絡所」の周知、地域学校安全指導員の巡回、地域住民による登下校の見守り活 動などによる安全確保の取組が行われ、地域ボランティアの方に感謝の意を表す「感謝の集い」が全校児童が参加して行 われている。町教育委員会では、下校時に一人で帰る児童を町の車で自宅に送るスクールワゴン制度を導入している。	28
平成18年7月、自治会会長、シニアクラブ代表、公民館長、青少年健全育成及び交通安全指導等にかかわる諸団体代表 約80名からなる分野横断的安全推進組織「しみずっすこやかネットワーク」を設立し、学校・家庭・地域が一体となっ た取組が行われている。登下校時の見守り活動や不審者遭遇時に逃げ込むことができる「かけこみポイント」の設置など に取り組んでいる。平成22年11月には、インターナショナル・セーフスクール認証校となった。	30
平成13年10月に地域ボランティアで組織されたスクールサポート隊が、毎日、登下校時の見守り活動と校内常駐による 外来者受付や敷地内・校舎内の巡回等を行っている。また、スクールサポート隊の協力による防犯教室を実施している。 スクールサポート隊への感謝の会の開催等により連携強化が図られている。	32
不審者対策教材（合言葉、子ども防犯ソング）を活用した防犯教室（寸劇、歌）を実施している。「袋井市子どもを守る 学校・家庭・地域連絡協議会」を設け、各学校の取組の方向付けや情報交換を行っている。また、スクールガード・リー ダーの指導のもと、各学校に登録されたスクールガードボランティア、保護者及び学校職員等が協力して組織体制を確立 し安全対策を進めている。	34
実施主体が異なる個別の取組の連携をいかに深めるかという課題解決のため、「地域安全ステーション」会議を開催し、 より効率的、効果的な防犯活動を推進している。学期一回の定例会議等での情報交換により、登下校の見守り活動、地域 安全マップの作成など関係機関が連携した取組が実施されている。	36
平成18年4月より開始した「上筒井子ども見守り隊」による見守り活動、教職員による登校指導や定期的一斉下校時の 安全指導、PTA、青少年育成協議会による防犯パトロール、スクールガード・リーダーによる巡回指導など、地域ぐる みで子どもの安全を確保している。地域の方々に感謝の気持ちを伝える会を実施し、連携を強化している。	38
平成17年12月「思誠学区防犯パトロール隊」を結成し、学区民や地域の各種団体のボランティアと教職員で登下校時の 見守り活動を開始。平成18年4月から「愛児会防犯パトロール隊」として全保護者による防犯パトロールを行うよう になり、各団体が見守り活動を行っている。また、スクールガード・リーダー等も参加する「防犯パトロール隊意見交換会」 を開催し、活動の継続・充実を図っている。	40
「守ろう！東志和っ子の会」を組織し、当番制の見守り活動のほか、散歩や買い物の際の見守り活動など地域住民が参加 しやすい体制を築いている。一人での登下校となる区間を明記した「通学路1人区間マップ」を作成し、1人区間を青色 回転灯装備の市の広報車が巡回したり、通学距離の長い児童にはボランティアの方が交代で付き添うなどの児童の通学状 況に応じた取組も実施している。	42
「子どもSOS宅」へのお礼の訪問や「安全マップ」作成等の安全教育とともに、学校・保護者・地域による「見送り隊・ 出迎え隊・見守り隊」の「三位一体」活動を推進し、スクールガード・リーダーの活用と併せて、登下校時の安全 を確保している。不審者情報の配信体制は高松市PTA連絡協議会と連携し、不審者発生現場周辺の幼稚園、小・中学校 保護者に対しても情報提供を行えるようになっている。	44
警察、学校、PTA、地域関係者、子ども見守り協力隊のボランティア、大学生ボランティア「守るんジャー」による 「セーフティ道後連絡協議会」を組織し、日常的に見守り活動に取り組んでいる。地域の方への感謝の気持ちを伝える「セ ーフティ道後っ子集会」を開催し、結びつきを深めている。「電子メールによる不審者情報配信システム」が運用され、緊 急時にも対応できるよう体制が工夫されている。	46
保護者や地域住民、「子ども110番の家」の方々などが多数参観する「子ども110番の家」への駆け込み訓練を実施。訓練 実施後、子どもが駆け込んできた時に適切かつ迅速に対応できるように、学校で作成した「子ども110番の家対応マニ ュアル」を「子ども110番の家」の方々に配布している。さらに、訓練の様子をビデオ編集し、全校児童で視聴し、防犯につ いての理解を深めている。	48
47の公立小学校校区から、市電・バス・JR・徒歩などの交通手段で通学している児童の登下校の安全を図る目的で、住 んでいる公立小学校校区によって通学班（通学子ども会）を編成し、月1回話し合い活動を位置付け、通学中の身の安全 を守る態度を育てている。	50

区分	都道府県	学校(園)等名	児童生徒数	教職員数	地域環境の区分	事例の題名
中学校	18 神奈川県	平塚市立旭陵中学校 平塚市立旭小学校	1039	55		防犯ネットワークシステム - 子どもたちを地域で犯罪から守ろう!! - 旭陵学区教育力ネットワーク推進協議会
	19 山梨県	都留市立東桂中学校	222	18		地域の子どもは地域の大人で守る ~ 学校・家庭・地域が一体となった学校安全活動の推進 ~
中学校	20 愛知県	豊橋市立二川中学校	611	34		子どもを守る大人ネットワークの構築 - 新しい地縁社会の創造 -
	21 京都府	綾部市立八田中学校	80	15		自らが、心身ともに健康な生活を営もうとする生徒の育成 - 地域連携による学校安全体制の確立 -
	22 山口県	周南市立周陽中学校	537	36		地域、保護者と連携した安心で安全なまちづくり - 周陽中ボランティア活動の取組 -
	23 山口県	国立大学法人山口大学教育学部附属光中学校	332	23		安全意識の高揚と小中連携の体制強化をめざして
高等学校	24 宮城県	宮城県立古川高等学校	712	56		P T A による通学路の安全確保の取組 - 防犯灯設置までの取り組みとその後 -
	25 愛媛県	愛媛県立西条高等学校 愛媛県立西城農業高校 愛媛県立小松高等学校 愛媛県立東予高等学校 愛媛県立丹原高等学校	-	-		西条地区地域防犯ボランティア C.A.P(シー・エー・ピー) 活動
	26 高知県	高知県立嶺北高等学校	128	27		高校生自主防犯組織「嶺北フリーゲルズ」による地域安全活動の取組 - 安全で安心なふるさとづくりを目指して -
	27 宮崎県	宮崎県立高千穂高等学校	489	65		「地域安全安心ステーションモデル事業」 - 地域が生徒を創り 生徒が地域を創造する -
特別支援学校	28 山形県	山形県立山形養護学校	44	57		地域ぐるみで危険予測・回避能力を身に付ける安全教育への取組 - 地区の幼保小中養護学校連絡協議会と本校の防犯教室等の実際 -
	29 東京都	東京都立大塚ろう学校	162	79		ろう学校におけるセーフティ教室の実施
	30 富山県	国立大学法人富山大学人間発達科学部附属特別支援学校	58	30		地域で児童生徒が安心して暮らすために - セーフティ ID カードについて -
	31 長崎県	国立大学法人長崎大学教育学部附属特別支援学校	54	32		多くの人の見守りに支えられて - 安全な登下校のために -
教育委員会	32 神奈川県	三浦市教育委員会	-	-	-	三浦市安全安心メール事業 - 子どもたちの安全に関する情報の効果的な共有システム -
	33 石川県	白山市教育委員会	-	-	-	学校・行政・地域社会が一体となって子どもを守る地域安全対策
	34 岐阜県	岐阜県・岐阜県教育委員会	-	-	-	地域の子どもを地域で守り育てる - 安全・安心まちづくりリーダーの育成を通じて -
	35 滋賀県	大津市教育委員会	-	-	-	大津市教育委員会の取組 - スクールガード活動は、無理せず! できる時間に! できるやり方で! -
	36 岡山県	岡山市教育委員会	-	-	-	「地域安全マップづくり」の実践 - 子どもたちの危険予測能力・危険回避能力の向上をめざして -
	37 長崎県	長崎市教育委員会	-	-	-	地域ぐるみで子どもたちを守る取組 - 子どもを守るネットワークの活動をとおして -

【備考】地域環境： 都市部、 都市部・校外の中間、 都市の郊外、 農山漁村

取組の概要	頁
「旭陵学区教育力ネットワーク推進協議会」が組織され、その活動の中の課題として、子どもに関する犯罪被害等情報が地域住民に知らされていなかったため、何の行動もできなかったということがあり、それを解決するため、「防犯ネットワークシステム」を構築し、地域関係団体、地域住民等への情報提供が行われ、各種団体の防犯活動が推進されている。	52
学校行事実施にあたり、PTA理事による生徒の安全確保のための巡回を実施している。また、通学路における生徒の安全を確保するため「地域110番・防犯マップ」を作成し、生徒に地域110番の家を確認をさせるとともに、「児童生徒の安全を守る運動の推進」など地域の方による安全確保の取組が行われている。	54
平成14年度に、校区自治会、同窓会、PTA、警察、防犯協会など各種団体から選出された委員で構成される「二川子どもを護る会」が発足し、地域ぐるみで子どもたちの安全・安心な学校生活が送れるよう支援体制が構築されている。具体的には、PTAによるパトロール、「子ども110番の家連絡協議会」の開催、危険箇所と子ども110番の家を記した防犯マップの作成などが行われている。	57
生徒が通学路の点検を行い、一人通学途上の安全について意識した一人一人の違いを表現したマップを作成し、その後、保護者を受けて通学路の確認と危険箇所の把握をしている。また、地域見守り隊との協力等、学校、家庭、地域社会連携による学校安全体制が確立している。	59
生徒、保護者、児童民生委員、教員が、地域の危険箇所をチェックし「地域安全マップ」に記入したり、地域内の「子ども110番の家」を一軒ずつ回り、見守りと避難場所のお願いをしたり、学校体制の整備に関して助言をしているスクールガード・リーダーと交流を深めたりして安全な校外生活の意識を高めている。また、「校区内の公園の清掃活動」により安心・安全な環境づくりの意識を高めている。	61
教職員は、同じ敷地内にある小学校と登下校指導や情報共有・対応について日常的に連携を行っている。また、合同で不審者侵入を想定した防犯講習会を実施するなど、小・中学生が共に行動する場面を作ることで、生徒に中学生としての自覚を深めさせ、より公共的実践力の育成につながるよう指導を行っている。	63
下校時の女子生徒の痴漢被害が頻発したことから、PTA役員等による通学路の安全点検を実施し、防犯灯設置の働きかけ、警察へのパトロール強化要請等を行っている。防犯灯設置については、各方面に対する働きかけ等により実現できた。さらに、保護者から防犯上不安な場所の情報を収集し、教職員、PTAで見回りをし、今後の対応を検討し各方面に働きかけている。	65
西条市内5つの高等学校の生徒で構成された「地域防犯ボランティアC.A.P」が、地域の危険箇所調査を行い「安全マップ」を作成し、自校の高校生等に配布するとともに、市内保育園や幼稚園、小学校、中学校、公民館等へも配布し、被害防止を呼びかけている。また、警察と一緒に駅周辺で安全点検を行い、街路樹で見通しが悪くなっている公園、蛍光灯が設置されていない公衆トイレについて市に訴え、照明灯の設置が決まるなど、「生徒自らの力」が防犯につながることを生徒自身が実感できる取組を行っている。	67
スクールガード・リーダーの協力も得て、生徒会役員を中心として高校生自主防犯組織「嶺北フリューゲルス」を組織し、保育所、小学校へ出向いて自作の「紙芝居」を使って防犯教室を実施したり、中学校、高等学校の防犯教室で身近に潜む危険について説明したりするなど、安全で安心な環境づくりについて貢献している。	69
生徒会の主催により、朝の小学校児童見守り活動や放課後の地域防犯パトロール活動に取り組んだり、毎年8月に全校生徒が出身小学校の登校日の児童見守り活動を行うなど、地域の安全に貢献している。	71
地区内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校で構成される連絡協議会を年3回開催し、危機管理と安全教育等の情報交換を行い、安全教育の充実を図っている。警察署員の協力による防犯教室の実施、児童生徒と一緒にを行う不審者対策の避難訓練と教職員だけによる研修会を実施し児童生徒等の安全確保を図っている。	73
不審者侵入に対する教職員の対応、幼児・児童の安全確保の訓練を警察署との連携のもと毎年実施している。また、視覚障害者にとって重要な情報伝達、情報獲得手段である携帯電話の安心・安全な使用に関する指導も行っている。	75
セーフティIDカード（学校名、学校連絡先、ID番号等記載）を通学時の鞆にぶら下げ、カードを拾ったり、児童生徒が困っているときに学校に連絡が入るようにしている。また、夜間・休日等の対応として、毎年度始めにPTAが児童生徒の居住地の管轄警察署等に学校管理職等の電話番号を知らせ、あらかじめ警察と運用について連携を図っている。	77
居住地と学校が近接していないため、子どもは長い距離と多くの時間をかけて通学している。登下校の安全指導も伝統的に行われているが、平成20年度に生徒が犯罪被害に遭う事件が発生したことから、町内自治会長による登校時の見守りが行われ、学校では子ども110番の家の紹介等を行っている。保護者の登校時見守り時には地域の方への挨拶を励まし地域との良き関係づくりも図っている。	79
各学校から保護者の携帯電話に不審者情報と学校、警察の対応などをメール配信するシステムを市内全校に導入している。また、効果的な運用を目的として「三浦市立学校における保護者・地域へのメール配信ガイドライン」を作成している。	81
事件発生時における連絡体制の確立、事案の危険度判定とそれに応じた関係各課の取組などを明確にして、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを守る地域安全対策が講じられている。	83
「安全・安心まちづくりリーダー養成講座」を開催し、地域の防犯ボランティアを支えるリーダーを養成している。講座受講者は、地域安全活動に取り組むボランティア団体のリーダーとして活動している。岐阜県教育委員会は、講義のうち「学校・通学路の安全対策」について担当している。	84
平成17年度からスクールガードを導入しているが、活動頻度・内容のばらつき、活動に際しての負担などの課題があり、校長会にて、課題と対応（無理をしない呼びかけ、活動への感謝など）を示したり、スクールガードへ「スクールガード活動の手引き」を配布し意思統一を図るなど、効果的な見守り活動への支援を行っている。	86
スクールガード・リーダー等を講師とした「地域安全マップ普及講座」を開催し、教職員、PTA、地域ボランティア等を対象にマップづくりの指導者を養成し、学校での実践につないでいる。また、スクールガード・リーダーの学校への巡回指導・評価の実施により学校の安全体制の向上を図っている。	88
全小学校区に組織されている「子どもを守るネットワーク」による見守り活動が実施されている。長崎市は、推進事業費の補助、各ネットワークからの危険箇所改善等要望への対応、ネットワーク代表者会の開催により、地域内の子ども見守り活動を支援している。	90

# 子ども達の安全を守る ～地域ぐるみの学校安全体制整備について～

学校法人田中学園 ちよの幼稚園 園長 田中 辰巳  
石川県白山市千代野東4丁目16番地 電話 076-275-2102

## 園の規模及び地域の環境

### 1 園の規模（平成22年5月1日現在）

園児数：158名  
学級数：7学級  
教職員数：15名

### 2 地域の環境

当園は石川県金沢市の近郊、白山市千代野ニュータウンの中心に位置し、東に白山連邦が見え、西には日本海、タウン内には1万坪の中央公園など多くの公園があり、自然に恵まれた環境である。

園舎は小学校に隣接し、園庭では四季折々、たんぽぽ、シロツメクサ、藤、つつじ、楓等多くの草花に囲まれ、冬は雪遊びを楽しむ子どもが歓声をあげている。また園庭に田んぼや畑をつくり、米、野菜の栽培等、豊かに過ごせる教育環境にある。

大学教授、小学校長、公民館長、町内連合会長、PTA元役員、PTA会長の6名で構成される、学校関係者評価委員を通して健全な子どもの育成を目指し幼稚園、家庭、地域と連携し、地域に根ざした幼児教育を行っている。

## 取組の概要

### 1 子ども達への生活指導

毎月の生活指導の重点項目として、防犯指導、安全指導を設け、それらに基づいた取組を計画・実施している。

防犯指導は每学期1回、安全指導（交通安全指導、園内安全指導等）は毎月2回実施している。



### 年間指導計画（生活指導）

- |    |  |
|----|--|
| 4月 | 道具、遊具の使い方、手洗い、うがいの仕方<br>バスの乗降、マナー確認、横断歩道の渡り方 |
| 5月 | 園内外安全指導、地震や火災の時の避難の仕方                        |
| 6月 | 体の保健（虫歯・歯磨き、ぎょう虫、梅雨時期の食べもの、衣服、汗の処理           |

- 7、8月 水遊びの注意、早寝、早起き、夜更かし注意、防犯指導、水分補給、不審者対策

- 9月 規則正しい生活安全、遊具、熱中症対策（水分補給等）

- 10月 バスの乗降、安全指導 交通安全指導

- 11月 保健面の指導（手洗・うがい、バランスの良い食事）、食べ物を好き嫌いない

- 12月 保健指導（特に風邪予防）戸外で遊ぶ、不審者対策、身の回りの清掃、火遊びの危険性

- 1月 規則正しい生活  
2月 体を使って元気に遊ぶ

- 3月 保健指導（病気・怪我）身の回り整理、園内清掃、不審者対策

キャラクターの人形を使用し、園内の安全指導、交通安全指導を行う。紙芝居も使用し、劇にしたり動物等を使う事で楽しく学びあうことができる。

職員においては月2回安全点検を実施。常に安全意識を持つようにしている。

### 2 園児の安全に関する情報の迅速な伝達について

従前は、不審者情報や台風等による休園の連絡を、継走連絡網や通知により保護者に対して行っていたため、情報の伝達に時間がかかっていた。

県や警察、地域の方々からの、園児の安全に関する情報を保護者に迅速に伝達するため、携帯メール配信システムを構築した。

また、情報収集の観点から、市教育委員会に対し要望を行い、所轄外の当園（私立幼稚園）に対しても、同じ子どもを預かる教育機関として、公立学校に提供している情報の提供を行っていただくこととした。



### 携帯メール配信システムの概要

全保護者へ園の管理メールアドレスに携帯電話メールの送信をしていただき、クラス別に登録を行うことで、必要に応じて園児の安全に関する情報の配信を行っている。

登録後には、保護者に対して確認メールを送信することで、拒否設定等の確認を行っている。

業者を入れず、園務分掌にて担当職員（ホームページ、携帯緊急メール担当）を配置し、システム使用時は園長の許可の下、クラスを指定して、必要な事項を配信することとしている。

システムの維持・管理については、保護者に対し、年に2回程度受信確認を行うほか、園行事（運動会等）の連絡に時折システムを使用することで、メールが届かない保護者に対してアドレスや拒否設定の確認を行っている。

保護者のシステムへの加入率は97%であるが、携帯電話を持たない保護者に対しては、電話により園児の安全に関する情報を伝達している。

今後の課題としては、システム未加入者に対する情報の伝達を、FAX送信等の方法により、スムーズに行えるよう検討中である。

### 3 当園・降園時における子どもの安全確保

登園・降園時における、送り迎えの車の路上駐車により、近隣の方の迷惑となるばかりでなく、子ども達の安全面から考えても危険な状態であった。安全かつスムーズに約160名の子ども達の引き渡しを行うため、全職員で話し合いを重ねた結果、園バス利用率の向上及びドライブスルー方式を導入することとなった。

#### 園バス利用率の向上について

保護者に対し、園バス利用を勧め、園バス利用率を向上させる事で、自家用車によるお迎えの数を減らした（現在園バス利用者は約100名）。

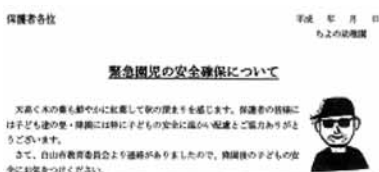
通園バスには教師が添乗し、バスの出発時、右左折時や後進時には、運転手とともに安全確認（小さな子の巻き込み防止）を行うなど、子どもを保護者に引き渡すまで、確実な安全管理に努めている。

また、園バスには専用の携帯電話を置き、緊急時においても園長の指示の下、安全管理態勢を取ることができるようになっている。

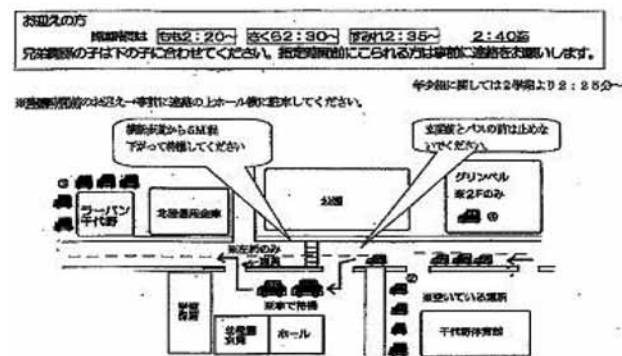
#### ドライブスルー方式の導入について

自家用車によるお迎えの混雑を避けるため、学年ごとに降園時間に時差を設け、玄関前での混雑を改善した。

また、園の駐車場では効率のよい降園が困難なため、大駐車場を持つ近隣の施設（体育館、ショッピングセンター）に協力をいただき、保護者にはいったん駐車場を待機していただくこととした。保護者には車のフロント



ガラスにクラス、名前を書いた紙を掲示してもらい、マイク担当職員が順番に子どもの名前を読み上げ、駐車場待機する保護者を順に園の玄関前まで誘導する。保護者が玄関前に着くと、玄関で座って待つ子どもを確認し、教師が子どもの手をつないで車へ誘導、保護者に確認の上確実に引き渡す。道路には園長または職員が立ち、事故防止、全体の流れの管理に努める。



### 取組の成果と課題

防犯指導、安全指導では、定期的な指導等日頃の積み重ねができており、園内での大きな怪我はほとんど無い。遊具点検も定期的に行う事で全教職員が遊具の安全に意識を持つようになった。年間安全計画を立て、定期的に防犯指導を実施、視聴覚化する事で子どもの発達に応じた内容で、楽しみながら防犯の学びができた。指導した事について子ども達が意識を持ち、子ども同士で声をかけあう姿も見られ、お互いに注意しあえる環境ができたことを実感した。

園児の安全に関する情報の伝達については、携帯メール配信システムの導入により、迅速に行うことができるようになった。

交通安全の取組では、保護者への子どもの引渡しにより安全、スムーズできるようになった。実施して3年目となり、路上駐車が無くなり、保護者及び地域の方から交通安全、防犯安全のためになると好評を得ている。

課題としては、今まで構築した安全体制を教職員が把握し、今後も継続していく事が重要である。

また、子どもの安全をより高い次元で担保するため、常に話し合いによって、ひやりとした出来事を教職員が共有し、改善点を考える事で、教職員における子どもの安全に関する意識を向上させていくことが大切である。



# みんなに見守られ、 安心して園生活を過ごすために

岐阜県本巣郡北方町立幼稚園 園長 大下 吉恵

岐阜県本巣郡北方町春来町 1 - 81 電話 058-324-5721

## 園の規模及び地域環境

### 1 園の規模（平成22年5月1日現在）

園児数：105名

学級数：4学級

教職員数：6名

### 2 地域環境

北方町は、古くは平安時代から円鏡寺の門前町として、また江戸時代には商都として栄え、明治以降も旧本巣郡の政治経済の中心的役割を担ってきた歴史と伝統の町である。本園はその中心部に位置し、小・中学校に隣接した文教地区の一角にある。近年は、道路交通網の整備により急速に都市化が進んでいる。人口増加に伴い、園の周囲も人の往来や車等の交通量が多くなってきている。

## 取組のポイント

### 1 家庭・地域との連携

関係機関への情報提供

地域の見守りボランティアや地域安全巡視員等との連携・協力

### 2 不審者の侵入予防策とその対応

不審者対応マニュアル及び園児点呼プログラムの作成

「いつでも集まるよ」集合訓練の実施

## 取組の概要

### 1 家庭・地域との連携

取組の趣旨

園児の通園方法は、保護者が付き添う徒歩及び自転車や自家用車による送迎である。

ここ数年、園周辺の歩行者や運転者等の交通マナーの低下を感じており、登園指導中に「ひやり」と

する場面も時々ある。また、園の周囲には建物や樹木等によって死角となっている場所もあり、見知らぬ人からの声かけ等も心配である。

園児の安全を保障していくためにも、これまで以上に全教職員が安全意識を高く持ち、地域ぐるみで一層強固な連携体制づくりを進める必要があると考えた。

取組の内容、方法等

ア 地域の行事や町青少年育成会議等に参加し、園の状況や願いを積極的に発信した。

イ 園児の送迎時の安全確認は保護者が行うことを原則としつつ、北方町が委嘱する地域安全巡視員や老人クラブ等による自主的な見守りボランティア隊の協力も得て、登園、降園時の園児の安全確保に努めるようにした。

北方町教育委員会が平成18年度より委嘱しているスクールガードリーダー（1名、有償）地域安全巡視員（11名、有償）に加え、登録制の見守りボランティア（約90名、無償）及び小学校等の単位PTAによって、北方町地域安全安心ネットワークを構築し、町内の園児児童生徒の登下校を見守る活動を続けている。

ウ 関係機関と連携した事業 親子交通安全教室、親子連れ去り防止教室、PTA心肺蘇生法講習会、避難訓練等を実施し、保護者の安全意識の高揚を図った。



親子交通安全教室

<実践例：親子交通安全教室>

・警察や地域安全巡視員の指導・協力により、実際に通園路を歩いて信号の見方や渡り方、危険箇所や死角になっている場所等を親子で確認した。

2 不審者の侵入予防策とその対応

取組の趣旨

園児が安心して過ごすことができる幼稚園であるためには、不審者の侵入等起こり得る事案を想定し、その予防策を講じることや、園の内外を問わず、万一の場合、安全に行動できるよう具体的な対応について前もって指導することを大切にする。

取組の内容

- ア 登園、降園時間は教職員が門に立ち、園児や保護者へ挨拶をしながら、周辺を観察し状況把握に努めた。
- イ 登園、降園時間外は閉門し、裏門等の死角になる部分にも注意を払った。
- ウ 教師は常に子どもと共にいることを心がけ、危険を感じたらすぐに教師のもとへ集まってくる約束づくりを行った。
- エ 不審者対応マニュアルと園児点呼プログラムを作成し、「いつでも集まるよ」集合訓練を実施した。
- オ 不審者が園内に侵入し園児を連れ去ろうとした場合や、家庭での日常生活においての連れ去りを防止するため、岐阜県警察本部の幼児等連れ去り未然防止教育班「たんぼぼ」による親子連れ去り防止教室を実施し、不審な人への対応について親子で具体的に学んだ。



親子連れ去り防止教室

<実践例：「いつでも集まるよ」集合訓練>

〔ねらい〕どこでも、どんな時でも、約束を守って指示された教職員の所に安全に素早く集まることができるようにする。

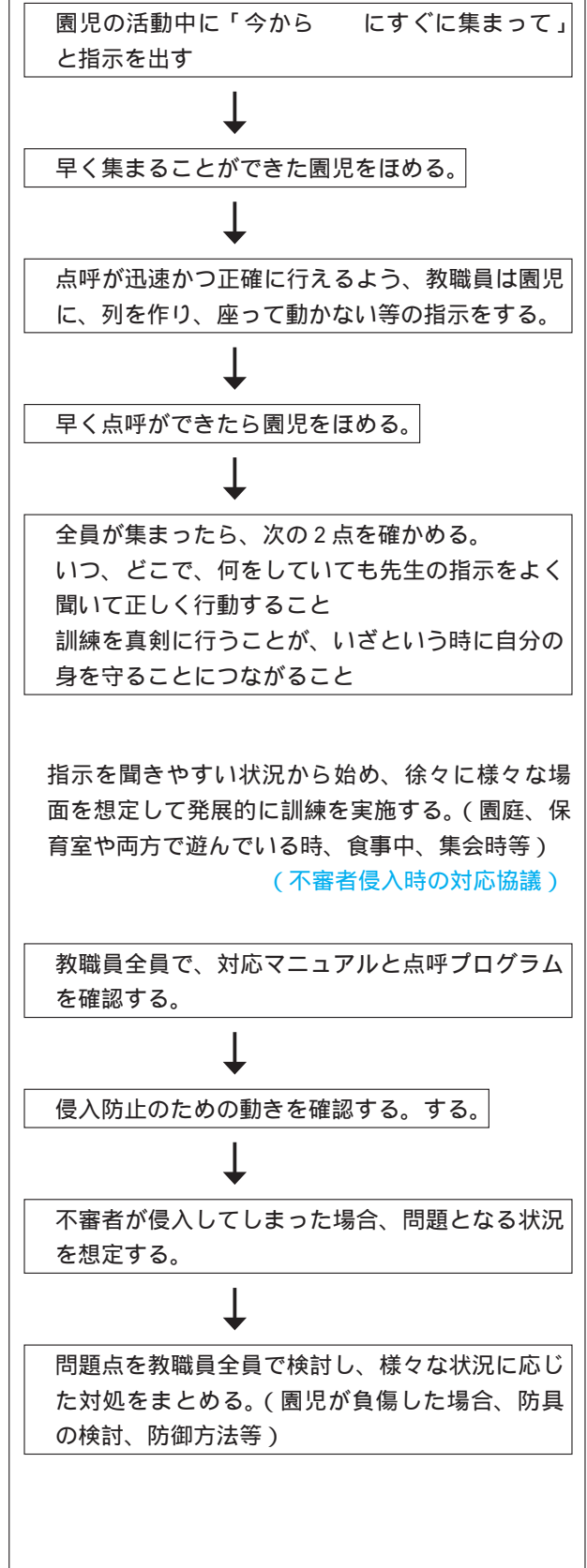
〔設定〕屋外の砂場、畑、固定遊具等各自が好きな場所で遊んでいる。

〔約束〕集合訓練の約束「お・は・し・も」

お	おさない
は	はしらない
し	しゃべらない
も	もどらない

「いつでも集まるよ」集合訓練の流れ

(園児への指導)





「いつでも集まるよ」移動の様子

#### 〔集合訓練の様子〕

園内放送が入るとすぐに遊びをやめて静かに聞くことができた。

想定時間内に集合することができた。

年長組になるにしたいが、落ちついて行動することができた。

年少児は、「先生の所に集まって」と指示されても先生を捜せないことがあり、戸惑う姿が見られた。

#### 〔集合訓練の考察〕

- ・年次による集合時間や態度の違いは、経験の違いが大きいと考えられる。発展的に場面設定を工夫しながら着実に経験を積み重ねることを大切にする。
- ・先生の話をしっかり聞いて行動することが、自分の身を守ることにつながることを、日頃から親子の会話の中でもふれていただけるよう保護者へも協力を求める。
- ・全教職員で園児の安全を確保していくことについて、打合せ等で繰り返し確認し、教職員の危機意識を高く保つ。



「いつでも集まるよ」集合の様子

## 取組の成果と課題

- ・園児に安全についての自覚が芽生え、お互いに声を掛け合い、安全に楽しく遊ぶ姿が多く見られるようになった。
- ・保護者や地域の方々が園の周囲を巡回し、危険な場所等に立って園児を温かく見守る等、自主的な協力体制が生まれた。
- ・園児の様子を漠然と見守っているのではなく、教師が「安全」という視点を明確にもって取り組むことにより、保護者からの理解と信頼を得ることもつながった。
- ・園の実態や状況を理解し、地域の幼稚園として一層大切にしていただけるよう、情報発信を積極的に行う。



降園時の見守り活動



# 安心・安全な幼稚園づくりに向けて ～ 保護者や地域と共に～

学校法人岩国学園 岩国中央幼稚園 理事長 中邑喜根子  
園長 中邑隆 哉

山口県岩国市尾津町二丁目7番1号 電話 0827-31-7212

## 幼稚園の規模及び地域環境

### 1 園の規模（平成22年5月1日現在）

園児数：238名

学級数：10学級

教職員数：22名

### 2 地域環境

本園は、工業地帯を取り巻く新興住宅と農村とが融合した典型的な地方都市にあり、交通量が多く、厳しい道路事情を抱えている。その上、近辺の道路は狭く、車の離合もむづかしい状況である。

園児の登降園方法は、80%がスクールバス利用、自家用車での送迎が15%、徒歩が5%である。

## 取組のポイント

- 1 幼稚園サポートシステム“おむかえくん”
- 2 P T A組織の中の“パパクラブ”による安全確保
- 3 幼年消防クラブ活動による防災・防火意識の高揚
- 4 地域住民や見守り隊等との連携

## 取組の概要

### 1 幼稚園サポートシステム“おむかえくん”

取組の趣旨、開始時期

天候による道路事情、交通渋滞等により、屋外で長時間待たせることもあり、園児の安心・安全面への配慮から、平成14年7月からスクールバスの接近情報を家族に知らせる幼稚園サポートシステム“おむかえくん”を開始した。

また、警察からの不審者情報、風水害等の緊急連絡にも活用している。

開始当初の利用率は25%程度だったが、現在は

100%の保護者が利用している。

取組の内容、方法等

送迎用バスが指定のポイントに近づくと、バスの接近を家族の携帯電話にメールで送信する仕組みにしている。

また、警察や県学事文書課からの不審者情報や緊急連絡を含め、幼稚園からのお知らせをメールにて届けている。

### 2 パパクラブ

取組の趣旨、開始時期

幼稚園の各種行事の実施に当たっては、元来、PTA役員が自家用車の誘導を含め警備の役割を担っていた。しかし、保護者の就労状況や諸般の事情により、快く引き受ける保護者が減少した。

そこで、平成18年5月に結成されたおやじの会“パパクラブ”に相談したところ、園児や保護者の安心・安全につながるのならと協力を得ることになった。



【パパクラブの皆さん】

取組の内容、方法等

各種行事開催時の警備等による、園児や保護者の安心・安全に向けての取組はもとより、園内の美化活動に取り組んでいただいている。

なお、現在25名から成る“パパクラブ”活動が引き金となり、餅つきなどの力が必要な行事への父親

参加が増えてきた。

- 4月 入園・進級式に合わせて募集の案内
- 5月 パパクラブ総会
- 7月 夏祭りの警備・手伝い、園内美化活動
- 10月 運動会の警備
- 12月 大掃除
- 1月 幼年消防クラブ引継式の自家用車誘導
- 3月 年度末総会

### 3 幼年消防クラブ

取組の趣旨、開始時期

幼児期は、大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期でもある。こうした発達特性を、自分の命は自分で守るという意識の高揚に生かしたいという教職員の願いと消防署からの依頼が重なり、平成14年3月12日、幼年消防クラブを結成した。毎朝、防火の誓いを復唱することで、園児に防火に対する意識を持たせるようにしている。

取組の内容、方法等

幼年消防クラブは、年長児を対象としており、避難訓練の際に中心となり年少組や年中組の園児の誘導などに取り組み、この活動を通して、防災・防火の意識高揚に向けての指導に努めている。

毎年1月末には、消防署長、自治会長、社会福祉協議会長、防災部長を招き、「マーチング発表会」を開催し、1年間のまとめとしている。

#### 「防火の誓い」

私たち幼年消防クラブ員は、次のとおり誓います

- 一、私たちは絶対に火遊びはしません。
- 二、お父さん、お母さん、先生方の教えを守ります。
- 三、私たちは礼儀正しく、素直な子どもになります。私たちは誓います。

<年間の活動状況>

- 4月 年長児の進級時に幼年消防クラブの説明
- 5月 マーチングの練習開始
- 10月 運動会にてマーチング披露
- 11月 岩国短期大学 大学祭にて防火意識を高めるためのマーチングを披露
- 1月 マーチング発表会  
年中児にクラブ旗を引き継ぐ式を実施

### 4 地域住民や見守り隊等との連携

取組の趣旨、開始時期

<徒歩通園者に対して>

幼稚園の保護者の多くが送迎バスや自家用車を利用しているので、徒歩通園者は非常に少ない。しかし、国道188号線から園までの入り口は非常に狭く、徒歩の方も非常に危険な状況にある。道路の両脇には住居が並んでおり、徒歩通園の家族と顔を合わす機会も多い。

そこで、挨拶を通してコミュニケーションの輪を広げながら、園児の安心・安全な通園への協力を依頼している。具体的には、登園時間を利用して各ご家庭で庭掃除や水撒き等をしていただき、徒歩通園者と保護者とが顔を合わせる機会を作るようお願いしている。

<バス利用者に対して>

小学校では、地域の方々が見守り隊として児童の登下校に際しての安全に力を発揮されている。

そこで、小学校の見守り隊の協力を仰ぎたいという願いを伝えて、見守り隊の方々が立っておられる場所をスクールバスの停車場所に設定することにした。

保護者に対しては、見守り隊の方々への声掛けを促し、コミュニケーションを図る中で、「地域の子どもは、地域で育てる」という意識を高め合うように努めてもらうようお願いしている。

取組の内容、方法等

園だよりを地域の回覧板の中に入れてもらい、幼稚園の行事を知らせるようにしている。行事がある日は車の通行量も増えるため、事前に知らせておくことで、より大きな協力が得られている。

参観日などを通して、地域の方々とのかわりの重要性を認識していただくよう、保護者の啓発に努めている。

バスに添乗する教職員は、日頃より見守り隊の方がどの位置におられるかの情報を把握するように努めている。また、教職員自ら見守り隊の方にお礼をこめて声をかけるようにし、保護者との橋渡しをするように心掛けている。

## 取組の成果と課題

子どもを取り巻く環境が著しく変化し、子どもの育ちに影響を与えている今日、私たち幼稚園教育に関わるすべての大人が、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めることが求められている。

本園においては、教職員、保護者、地域の方々が一体となって、安心・安全な幼稚園づくりに向けて、取り組んできた。

幼稚園サポートシステム“おむかえくん”や見守り隊との連携においては、通園時の安全確保の徹底、不審者等への適切な対応がなされてきた。

“パパクラブ”の活動は、園児や保護者の安心・安全の確保への貢献はもとより、保護者の安全意識の高揚にとどまらず、子育てに係る啓発につながり、感謝している。

幼年消防クラブ活動においては、園児の防災・防火意識が高まるとともに、マーチング披露の場が、幼稚園と地域との新たな交流の場にもなってきた。

こうした取組の成果を大切に、今後とも、それぞれの取組、活動の充実・拡充を図っていきたい。

# みんなでみんなの安全を守る意識とマナーの向上 ～市内中心部にある、地域が広い大学附属幼稚園の取組～

国立大学法人熊本大学教育学部附属幼稚園 園長 横出 正紀

熊本県熊本市城東町 5 番 9 号 096-352-3483

## 学校（園）の規模及び地域環境

### 1 園規模（平成22年5月1日現在）

園児数：118名

学級数：5学級

教職員数：9名

本園は、熊本市の中心市街地にそびえる熊本城の近くに位置し、94年の伝統と、園庭に樹齢数百年の大楠を誇ります。熊本大学教育学部の附属幼稚園として、幼児教育研究と教育実習生の養成及び地域リーダーとしての貢献を使命としています。

### 2 地域環境

本園の校（園）区は、通園に要する時間が40分以内の熊本市全域です。近くには市役所やアーケード商店街があり、朝夕の車の通行量が増え事故が多発している現状です。

その中を保護者は園児を連れて通園します。交通手段は徒歩15%、自転車32%、公共交通機関及び徒歩が53%となっています。

通園の安全をめざして、教職員やPTA安全部では周辺の交通指導を行っています。



本園正門付近の朝の登園風景

## 取組のポイント

- 1 実態の把握
- 2 アンケートの実施とまとめ
- 3 交通ハザードマップ等の作成
- 4 広報・周知

## 取組の概要

### 1 実態の把握

平成21年5月のPTA役員会において、PTA安全部から「通園の安全性とマナーの向上」に取り組みたいという提案がありました。会議の場では、まず実態把握から取り組んでほしいという意見が出たため、PTA安全部は、早速アンケート調査に取り組むことになりました。

### 2 アンケートの実施とまとめ

安全部では、アンケートの内容について副園長と数回の協議を重ね、危険な箇所と事例・気を付けていること・工夫していることについて実態を調べるためのアンケート調査用紙を作成し、調査を行いました。

全保護者から実にたくさんの事例等が集められました。

### 3 交通ハザードマップ等の作成

安全部では、1学期中の完成を目指し、早速アンケートの集計とまとめに取りかかりました。

アンケートの結果、自宅付近より園に近づくにつれ危険度が高くなることがわかりました。そこで、特に危険度が高かった園周辺の10箇所について、交通ハザードマップを作ることと、危険な内容を解説した文を添えることにしました。

さらに、その他の危険箇所についても4地域に分けて危険な内容をまとめました。

次のページに掲載しているのが「附属幼稚園交通ハザ

ードマップ」です。

マップには次のような解説文もついています。

藤乃家さん前の急な坂道は車の通行も多く、接触しそうになる。

アークホテル前は登園時間頃、チェックアウトで出庫する車が多いので危険（中略）。

坪井交番付近では、脇道が直角に曲がっているので見通しが悪い（後略）。



附属幼稚園交通ハザードマップ

#### 4 広報・周知

広報は、「マップと解説文」と「ご意見集」の二通りの文書で行い、安全性とマナーの向上を保護者に呼びかけました。

まず、「マップと解説文」はカラーコピーした園周辺地図に、最も危険と思われる10箇所の位置を示し、危険な内容を解説した文を詳しく載せて啓発しました。

その他の4つの危険箇所についても、危険な内容や注意することをまとめて掲載し全家庭に配付しました。

次に、「ご意見集」は、危険な実例や目撃情報を8つ紹介しています。さらに、保護者のみなさんが日頃から気をつけていること・工夫していることを、

「雨の日」編 「バス・電車」編

「自転車」編 「歩き方・その他」編

の4編に分けて、27項目の解説文を載せたプリントを作成し全家庭に配付しました。

27項目の解説文の中には、次のような記述があります。

「雨の日」編

濡れたレインコートは裏返しにして畳んでから乗車する。

「バス・電車」編

乗り物から降りる時には、親が先に降りるようにしている。

「自転車」編

帰る途中、子どもが自転車に乗ったまま熟睡してしまう時には、自転車を押して帰るようにしている。

「歩き方・その他」編

ベビーカーを使う時には、子どもと手をつなげないため、ベビーカーのグリップを握らせるようにしている。

年度末にはPTA研修部が出版する研修誌「くすわかば」にも掲載し、次年度の新入園児保護者会では、全員に配付して説明し啓発・周知を促しました。



本園近くの歩道を歩く園児と保護者

#### 5 防犯対策

附属学校園独特の広い通園地域を有するので、園行事の入場者の許可制や「おやじの会（PTA）」の防犯パトロール、近隣住民協力のもと熊本市教育委員会が設置している「子どもひなんの家」の確認はもちろん、暴漢や不審者情報に対しては保護者全員にメール配信する通称「ママMail」体制があり、熊本県警が配信する「ゆっぴい安心Mail」と併用して素早い情報伝達に対応している。

#### 取組の成果と課題

7月に「マップと解説文」を全家庭に配付したところ、PTA安全部の対応の早さや内容の分かりやすさが評判になりました。9月に配付した「ご意見集」では、「多くの保護者のみなさんのマナーや工夫を知ることができて役だった」という意見が多く寄せられました。

今後も、今回作成した資料等を生かし、数年に一度は改訂作業をしながら、広い校（園）区をもつ附属学校園の特徴をカバーして、みんなでみんなの安全を守る意識とマナーの向上に取り組んでいきたいと思ひます。